

平成 26 年度 第 1 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 26 年 8 月 27 日 (水) 14 時 00 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 山下 勇一 (埼玉大学 経済学部教授) 委員 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 島田臣己 総合政策副部長 柴崎照隆 契約検査課 課長 新山司 副課長 本多忠嗣 主事 濱野伸秀 下水道課 副課長 新井雅彦 主査 吉川智也 主査 関口宏幸 交通・管理課 主査 江口総介 道路治水課 技師 青山拓未 水谷公民館 館長 冨塚一資 安心安全課 主査 関野修司 水道課 主査 原田幸一 管財課 主査 大船晃朋 鶴瀬駅西口整備事務所 副所長 落合慎二
会議次第	1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (山下委員長) 3 議事 (進行=山下委員長) (1) 報告事項 ①入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について (2) 審議案件 ①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)1 件 ②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1 件 ③建設工事案件に係る審議(随意契約)6 件 ④建設関連業務案件に係る審議(随意契約)2 件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 (事務局から説明) ①入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について	[事務局]: 平成 26 年度制度改正資料に基づき説明を行った。 [事務局]: 資料 1~7 に基づき説明を行った。 [事務局]: 資料 8 に基づき説明を行った。
(2) 審議案件 (事務局・担当課から説明)	

平成25年度下期執行入札より10件抽出。

案件抽出委員：選定理由は、落札率の高いもの、随意契約になってしまったものを中心に担当課を考慮した。

①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)1件

1 新河岸第14汚水ポンプ設置工事(島崎ポンプ場)

委員：5社エントリーして、辞退が2社。最低制限価格未満が2社。落札業者は、対予定価格比100%。この案件では予定価格は設計価格より1%切った価格に設定されているが、何故1%だったのか。

委員：予定価格の根拠が弱いと感じる。失格となった事業者は、2%と3%とそれぞれ読み、札を入れた結果に見えるので、読みが外れたと言えればそれまでだが、事業者は判断が難しい。

委員長：予定価格の管理はどうしているのか。不正が起こるような余地は無いのか。

②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1件

1 ふじみ野駅東西口市立自転車駐車場サイクルラック入替工事

委員：サイクルラックの仕様書を満たすメーカーは1社に特定したりはしないか。この案件も工事費の内訳としてラック費が大きく占めるようだ。

委員長：指名業者の選定理由に受注実績とあるが、富士見市で同等の案件を以前に行った結果からということか。

③建設工事案件に係る審議(随意契約)6件

- 1 道路整備工事(その6)
- 2 市立水谷公民館一階系統空調設備更新工事
- 3 防災行政無線柱立替工事
- 4 江川第4汚水管渠築造工事(第3工区)
- 5 柳瀬第9汚水管渠築造工事(第7工区)に伴う配・給水管布設替工事
- 6 水子貝塚公園復元住居修理工事

1 道路整備工事(その6)

委員：入札から見積り徴取に変わった段階で仕様の

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：予定価格については、過去の類似案件の入札結果等も参考にし、市長が決定している。今回はその考慮の結果1%だったのだと考えている。

事務局：一律で決めてしまうと、事業者から解り易い面もあり、それを避ける意味もあると考える。

担当課：本件の内訳は、ポンプユニット装置費が大半を占め、人件費が僅かであるため、事業者の機器の調達力による差が大きかったのだと思う。

事務局：作成された予定価格は期日まである所に保管され、当日、契約検査課で受領し、複数人で立ち会いの下、入札執行時に開封しているので、不正は起こらないと考える。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

担当課：3社程度は仕様を満たしているので、特定されるという事は無いと考えている。工事費の中でラック費は7~8割を占めている。

事務局：本市で実施したことは無く、県内の他の自治体での受注実績を参考にしている。

事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：本件は不落随契にあたるので、入札時の条

変更や金額の変更はおこなっているのか。

委員：入札に参加した1社と入札に参加していない2社が見積りに参加しているが、条件で公平性が保っているのか。というのは、入札に参加していない2社は、そもそも設計価格を超過した見積りを提出している。受注意欲が無いようにも見えるが。

委員：入札が不調で見積りとなる場合に、入札に参加した事業者と参加していない事業者を混ぜると、前提条件に違いが出てくる可能性があり、公平性に疑問を感じる。

2 市立水谷公民館一階系統空調設備更新工事

委員：選定理由は、公民館の保守点検業者で空調設備を精通しているからとあるが、一者随契でこの事業者を選んだ経緯を詳しく知りたい。入札に出来ない案件では無いように見える。

委員長：壊れた圧縮機を交換するところから、機器更新へと変わった経緯は。

3 防災行政無線柱立替工事

委員：設計価格と予定価格が同額となっているがこういった案件もあるのか。

委員：歩切りを行わない特殊な事情があったということか。

委員：その結果、契約金額も予定価格も設計金額も全て同額となったと。結果を見ると、事業者が出してきた見積りをそのまま設計としたようにしか見えないが。

委員：事業者選定の経緯は。工事内容からすると、資格を持つ事業者であればどこでも施工できそうに見えるので、1社とした理由が見えてこない。特殊性からなのか、緊急性からなのか。

件は変えないで実施している。

事務局：随意契約の場合、設計価格を示していないが、入札公告は見ているものと考えている。見積り徴取に応じているので受注意欲は有ると判断している。

事務局：入札の公告期間中は、どの事業者でも情報を見ることができるので、結果から見ると、有利・不利があったように見えるが、見積り徴取の段階では、解るものではない。

事務局：公民館の保守点検業者で、年に2回保守点検をしている。9月に利用者から空調が効かないという連絡があり、10月に点検をお願いした。調べると、圧縮機が焼損していることが解り、暖房の切り替え時期でもあり、また、受注生産品であるので、調達に時間がかかることを考慮し、入札期間を待つのは難しいと判断し、随意契約とした。

事務局：本市では、施設設備の修繕計画を立て、計画的に機器の更新を行っている。想定よりも早く壊れてしまったが、更新時期が近いので更新とした。

事務局：条件によっては同額になることもある。

担当課：特別な事情は無い。通常どおり予定価格作成の依頼を行い、過去の同様な工事の実績を参考資料として提出している。

担当課：防災無線柱の立替えは、古いものから順次行っている。担当者で、過去の工事の実績データより設計して、価格を設定している。

担当課：平成2年に本市の防災無線を整備している。当時施工したのが現在のパナソニック（株）でシステムも同社製になる。その時の工事に代理店として選定事業者が入っていて、その後も年に4回、現在まで、点検を実施している。パナソニック社の代理店でシステムを熟知している必要があることと、防災無線柱の撤去を建物所有者に求められたことにより早急に対処する必要があったことから複合的な要因で随意契約とした。

<p>委員長：平成2年の工事では、他にも何社か工事に参加していたのではないかと。代理店も複数社いると思うので1社のみで見積もりしか取れないことも無いと思うが。</p> <p>4 江川第4污水管渠築造工事（第3工区）</p> <p>委員：本件では、見積り提出が3回行われている。このようなやり方だと事業者は、少しづつ下げていくことで、予定価格に近い所で契約できる。回数等の制限はしていないのか。</p> <p>委員：本件は、別発注の道路整備と一括して発注すれば、工事の効率が良くなると思うのだが、そういった対応はできないものか。</p> <p>5 柳瀬第9污水管渠築造工事(第7工区)に伴う配・給水管布設替工事</p> <p>委員：本件では、下水道課の工事スケジュールを水道課は把握していたか。また発注スケジュールも。</p> <p>委員：下水道課の工事が始まってから、本件の工事を発注するのでは効率が悪い。</p> <p>6 水子貝塚公園復元住居修理工事</p> <p>委員：見積り徴取は3社から。この3社は入札参加資格者ではないのか。</p> <p>委員：5月に申請し、契約が11月と随分時間が掛かっている。工期が厳しくなった理由ではないか。</p> <p>委員長：本件は、今後も続くという事が解っているので、見積り参加業者も含めて入札参加資格申請をお願いし、入札にするとすることもできるのではと思うが。</p> <p>平岡委員、都合により退席。</p> <p>④建設関連業務案件に係る審議(随意契約)2件</p> <ol style="list-style-type: none"> 市立健康増進センター非常用発電設備更新工事監理業務委託 鶴瀬駅西口駅前広場実施設計業務委託 	<p>担当課：県内にもう1社代理店があると聞いている。工事については、書類を確認しないと解らない。</p> <p>事務局：特定の事業者に対して、予定価格の範囲内になるまで見積りを徴取するもので、回数制限は無い。</p> <p>事務局：下水道課は企業会計で、手続きが違うこともあり、今までは連携する段階に至っていない。今後の課題として検討は必要だと考える。</p> <p>担当課：大まかにではあるが、把握している。</p> <p>事務局：現在の所、合同で発注するという体制にはなっていないので、検討が必要だと考える。</p> <p>事務局：1社が入札参加資格者で、他2社は未登録の事業者になる。</p> <p>担当課：国の史跡になるので、国から変更の認可を得なくてはならず、許可が下りたのが9月末で、10月当初に県から許可が下りて、すぐに見積り徴取している。国の補助事業であるので、年度内完了を厳守しなくてはいけなかった。</p> <p>事務局：入札参加資格申請がなされれば、可能かもしれないが、入札とした場合は、契約までの期間が延びるので、現状では難しいと認識している。</p> <p>事務局：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。</p>
---	--

<p>1 市立健康増進センター非常用発電設備更新工事 監理業務委託</p> <p>委員：見積金額が非常に低い。仕様書等に問題は無かったか。</p> <p>委員長：設計の段階で、仕様書に監理も発注すると読めるような記載があったりはしないか。</p> <p>委員長：設計と監理を一括で発注することはないのか。</p> <p>2 鶴瀬駅西口駅前広場実施設計業務委託</p> <p>委員：再度入札で全社辞退となった理由はどう考えているか。</p> <p>委員：設計価格が低すぎるということは考えられないか。</p> <p>委員：この見積業者の選定基準は。</p> <p>委員長：見積業者が指名入札に参加出来なかった理由は。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>担当課：他の監理案件と同様の仕様になっていて、通常であれば価格を抑えるのは難しいと考える。</p> <p>担当課：記載はない。工事契約後に監理委託を発注しているが、市職員で案件を見きれないと判断した時に監理業務を委託しているので、必ず発注するものでもない。</p> <p>事務局：本市では、前年度に設計・工事予算計上、翌年度に工事としているので、監理を一括発注すると年度を跨ぐ事になり、債務負担行為の設定も必要となる。後からの変更が難しくなるので利点は少ないと考える。</p> <p>担当課：一部業者からの聴き取りになるが、東日本大震災で技術者の確保が難しいことのことだった。</p> <p>担当課：3社から見積りを徴取した結果、成立しているので、適切な価格と考えている。</p> <p>担当課：市発注業務で実績のある市内と三芳町の事業者から選定している。</p> <p>事務局：当初の基本設計を実施している事業者と、同等規模の事業者から選定した結果、市内事業者が外れることになった。</p>
---	--

<p>委員会意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆同一場所の工事の発注方法の検討が必要。 ◆工事発注時期の平準化に取り組むこと。
--------------	---